

問14 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の作業1回当たりとはどういったものですか。

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。
例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたこととなります。そのときの製造・取扱い量については作業時間に拘わらず、製造・取扱い量の多い量で回答して下さい。

問15 同じ作業であっても、作業や製品（ロット）ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変わる場合、「作業1回あたりの製造・取扱量」はどのように算出すればよいですか。

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱量」で算出します。作業や製品（ロット）ごとに、含有率や取扱量が変わる場合には、これら作業の中で、算出された最大の対象化学物質の量を報告してください。

問16 表示やMSDSに記載された対象化学物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

【リスク評価】

問17 報告書を利用した日本における化学物質のリスク評価はどのように行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「対象化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて当該化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。対象物質をどのくらいの量で、どのような有害性（毒性）を及ぼすかを評価し、許容濃度を定めるのが「有害性評価」であり、一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。また、その両者を比較し、当該物質のばく露の程度が有害性を及ぼす程度にあるか否かを評価するのが「リスク評価」です。（p.1の図を参照）

問18 ばく露評価における保護具の装着の有無の考慮、事業場の選定に当たっての労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無もばく露評価で考慮しています。また、今回の報告対象物質は、「生殖毒性」のある物質などを評価対象として選定しており、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業所における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問19 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定常的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定常的な作業についても、定期的実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。

問20 今後は対象物質の粒子の大きさ、形状と測定の平準化、粉状品と塊状品との明確な区別、化合物ごとの規制を行っていくべきではないですか。

(答) リスク評価の中では、ばく露評価を実施しており、対象物質の性状、ばく露経路を考慮することとしております。また、粉状品と塊状品の別又は化合物の種類別に、リスクに明確な差異があるような場合には、詳細なリスク評価の中で、その時点で得られた知見をもとに、化学的・物理的な性状を考慮した規制を検討することとします。

問21 今回の報告書様式は、新たに策定された「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか。

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照にしてください。

*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO(国際労働機関)等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0107-3c.pdf>

○ 関係法令

○ 労働安全衛生法（抜粋）

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○ 労働安全衛生規則（抜粋）

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんによるばく露のおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、[様式第二十一号の七](#)による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>)で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>)からも参照いただけます。